

令和6年度利根町住民協働事業（住民提案型事業）を募集します

▼補助の対象となる事業

公益性 必要性	団体が主体となって実施する事業であり、地域課題の解決や公共サービスの向上につながる事業
先駆性 発展性	工夫やアイデアがあり、交流人口※の拡大や地域の活性化につながる事業
協働の効果 住民満足度	協働により、相乗効果が期待でき、また、住民のニーズに合った事業であり、住民の満足度が得られる事業
実現性 実施前提	提案団体が計画書どおりに実現することが可能な事業

住民協働事業とは
 これまでは「公共サービスは行政が提案するもの」といった考え方がありました。もちろん、行政が提案していかなくてはならない公共サービスもありますが、住民一人ひとりの思いを形にし、さまざまな地域の課題等に対応できる住民が主体となった公共サービス提供の仕組みづくりも必要です。
 この制度は、公共的な課題の解決もしくは地域の活性化につながる事業で、「自分たちならこのような方法で、より良いサービスが提供できる」といった住民の皆さまから企画立案していただく「住民提案型事業」、町が特定の課題等を提案したものに、住民の皆さまが企画立案して取り組んでいただく「行政提案型事業」の2種類の提案型事業をいいます。今回募集する事業は、「住民提案型事業」になります。提案内容については、ご自由に応募してください。

※交流人口：地域交流、観光など様々な目的を持って町を訪れる人

上記の要件をすべて備えた事業を対象とします

- ▼ **事業実施期間**
令和6年4月から令和7年3月末日まで
- ▼ **応募団体の要件**
次の要件をすべて満たす団体に限ります。
①主たる活動の場が町内にあること。
②5人以上の構成員を有し、その過半数が町内に在住・在勤または在学している方であること。
③団体の代表者および運営について、会則などで定められていること。
※団体とは、「町民活動団体」住民が自由な意思で集まり、自ら立てた規範に従って町民活動を行う団体。行政区や自治会などの一定地域に居住している人々の集団は除きます。
- ▼ **補助金**
● **住民提案型事業スタート型**
1年限り 上限5万円
※右記の応募団体の要件に加え、**設立から3年以内**の団体が実施する事業が対象になります。
※補助対象経費として、**備品の購入が認められます**。
※同一年度においてステップアップ型との併用は認められません。
- **住民提案型事業ステップアップ1型**
1～3年目 補助対象経費の10分の10（1年間あたり上限20万円）
※スタート型の対象となる団体であっても、ステップアップ1型から申請することも可能です。
※備品の購入は、認められません。
- **住民提案型事業ステップアップ2型**
4～5年目 補助対象経費の2分の1（1年間あたり上限10万円）
※「住民提案型事業ステップアップ1型」として3年間の補助を受けた事業が対象となります。

- ▼ **必要書類**
事業提案書および事業計画などの提出が必要となります。詳細については「令和6年度住民協働事業募集要項」をご確認ください。
『令和6年度住民協働事業募集要項』および『申請書類一式』は、町公式ホームページからダウンロードできます。また、政策企画課、利根町文化センター、利根町図書館、利根町生涯学習センターにも設置しております。
- ▼ **補助対象経費**
事業に対する補助対象経費は、「報償費」・「人件費」・「旅費」・「印刷製本費」・「食糧費」・「通信運搬費」・「保険料」・「使用料及び賃借料」・「業務委託料」・「その他」となります。ただし、各項目において内容により対象外になる経費もありますのでご注意ください。
なお、スタート型のみ備品の購入も認められます。ステップアップ1型および2型では備品の購入は認められませんのでご注意ください。
- ▼ **審査会**
提出された事業提案書などに基づき「利根町住民協働事業審査会」にて審査を行います。
なお、審査に際し、ステップアップ1型の提案事業については事業提案団体によるプレゼンテーションを実施していただく予定です。
審査会では、事業提案書などの書類審査およびプレゼンテーション（スタート型は書類審査のみ）の結果により、事業の採択または不採択を決定します。
- ▼ **問い合わせ先**
政策企画課 地域振興係
☎ 68・2211（内線337）

令和5年住宅・土地統計調査にご協力ください

住宅・土地統計調査は、「統計法」に基づいた基幹統計調査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は16回目の調査に当たります。この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約340万世帯の方を対象とした大規模な統計調査です。

調査をお願いする世帯には、茨城県知事が任命した調査員が調査票の配布に伺いますので、インターネット回答のほか、紙の調査票を郵送する方法によりご回答をお願いいたします。なお、この調査では、便利なインターネット回答をおすすめしております。スマートフォン・タブレット端末にも対応していますので、ぜひご利用ください。

▼調査の概要

調査目的	①我が国における住宅・土地等に関する実態 ②現住居以外の住宅・土地の保有状況 ③居住している世帯に関する実態 ④空き家の状況 …などを全国・地域別に明らかにすることを目的とします。
調査の期日	令和5年10月1日
調査員	茨城県知事により任命された地方公務員で、守秘義務が課せられています。訪問の際は「調査員証」を携帯しています。
調査方法	●8月下旬から9月中旬 調査員が調査対象地域を巡回し、対象地域の全世帯に「調査のお知らせ」を配布します。 ●9月下旬 調査対象に選ばれた世帯を訪問し、調査票を配布します。 回答は 10月9日(月) までをお願いします。
調査結果の利用	国や地方公共団体の住宅関連施策の基礎資料として利用されるほか、空家対策計画の策定の基礎資料、学術研究等に利用されます。

※統計調査員を装った「かたり調査」にご注意ください。

【問い合わせ先】政策企画課 情報政策係 ☎ 68-2211（内線335）

令和5年度利根町住民協働事業審査会公募委員募集

令和6年度利根町住民協働事業について、審査する委員を募集します。

【応募資格】 次の要件を全て満たす方

- ①令和5年8月1日現在、利根町に引き続き1年以上居住している18歳以上の方
- ②平日の昼又は夜の会議に参加できる方
- ③議員または町職員でない方
- ④本町の3機関以上の審議会等の委員となっていない方

【募集人数】 1名

【選考方法】 応募理由を審査のうえ、選考結果を応募者全員に通知します。

【任期】 委嘱の日から1年間

【報酬】 4,200円（日額）

【申込期限】 令和5年8月29日（火）までに、「公募委員申込書」に必要事項をご記入のうえ、郵送、FAX、電子申請届出サービスまたは、直接、役場企画課へお申込ください。（公募委員申込書は、町ホームページからダウンロードできるほか、利根町役場政策企画課・利根町生涯学習センター・利根町文化センター・利根町図書館に設置）

【問い合わせ先・申し込み】政策企画課 地域振興係 ☎ 68-2211（内線337）



いばらき電子申請届出サービスからも応募できます